

# 浄水用貯水池におけるコイヘルペスウイルス病発生への対処について

農林水産部水産漁港課

## 1 県の基本的な考え方

コイヘルペスウイルス病（KHV）は、コイ特有の病気であり、感染したコイに触ったり食べたりしても人体に影響はないため、水道水の安全性についても問題はない。

また、貯水池の水は最終的には上水になるため、池の水の消毒は原則として行わない。

## 2 浄水施設管理者に対する県・市町の対処について

浄水施設では、貯水池等でコイ等を飼育している場合があることから、県・市町は当該施設管理者に対して、次の内容により対処する。

### —— 死んだコイに関する通報時 ——

#### (1) 浄水施設管理者からの通報への対処について

次の内容の場合は、基本的には継続監視を管理者に依頼する。

##### ① コイ以外の魚が死んでいる。

⇒ フナ、金魚、ライギョ等が死んでいる場合はKHVが原因ではない。

##### ② 1～2尾の場合の魚（コイ）が死んでいる。

⇒ KHVに感染すると、連日数尾以上死ぬか、一度に大量に死ぬため、1～2尾が死んでいる場合は、その魚が仮にコイであってもKHVの可能性がかなり低い。

##### ③ 死んだ魚（コイ）は白くなって浮いており、死後数日が経過し腐りかけている。

⇒ 死後数日経過している場合は、検査に使用するエラが腐敗している場合が多く、検査には適さない。また、死後数日経過している魚しか確認できない池では、その魚が仮にコイであっても、②に示すとおりKHVの可能性がかなり低い。

#### (2) KHV検査の実施について

次の通報により、検査が必要と判断される場合は、水産技術センターで検査を実施する。

##### ① 一度に10尾以上（管理尾数が10尾未満の場合は全て）のコイだけが死んでいる場合

##### ② 通常の死亡数と比較して明らかに多数と見られる死亡が数日続く場合

#### (3) 死んだコイの処理について

基本的には、浄水施設管理者が焼却か埋却により処分するよう指導する。

### —— KHV発生後 ——

#### (1) 持ち出し持ち込みの禁止等について

県（水産漁港課）からは、KHVの発生が確認された池では、浄水施設管理者に対して次のことを要請する。

##### ① 池からコイを持ち出して、ほかの河川等へ放流することの禁止

##### ② 新たなコイを池へ持ち込むことの制限（原則として、新たにコイを持ち込まない）

##### ③ 新たに死んだコイの迅速な処分（焼却 or 埋却による処分）

※ 本県では、「兵庫県内水面漁場管理委員会指示」（平成16年5月26日に発動以降、期間延長措置により対応）により、①は既に適用されている。また、貯水池が公共の用に供する水面（私有・公有に関わらず水産動植物の採捕に関し、一般の公共使用に供せられる水面）である場合は、②も既に適用されているが、改めて指導を行う。

(2) 池（池の水）の消毒と水道水の安全性について

① 貯水池の水は、最終的には上水になるため、水のまん延防止措置としての池（池の水）の消毒は要請しない。このため、池の水の消毒は水道事業者の判断となるが、過剰な対策を取らないよう生活衛生サイドから指導する。

※ 貯水池が公園の池として利用されている場合は、「公園の池におけるコイヘルペスウイルス病発生への対応について」を参照のこと。

② 既にKHVが発生している滋賀県、京都府、大阪府、岡山県、鳥取県など近隣府県で、いずれも特にKHV用の対策を取っていないことから、水道水の安全性について改めて広報をすると、かえって県民に不安を与え風評被害を助長しかねない旨も指導する。

### 3 その他

(1) 連絡先について

KHV問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・別紙【関係連絡先】

(2) KHV関連サイトについて

一般向けのQ&A等が掲載

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/koi/index.html> (農林水産省 HP)